

イスという国は大変複雑なものですから、最初に二つの地図をざつと見ていただいて、容易な国ではないということをまず理解していただければと思います。九州と四国の間くらいの面積の国で、二十六のカントンというものがあります。カントンはしばしば「州」と訳されていますが、それぞれが独自の憲法を持つており、主権はそもそも自分たちにあるという立場をとっています。いわゆるイス連邦は、カントンが自分たちの主権の一部を委ねて二次的に作られた国でしかない、と意識されています。二十六のカントンがそ

## イスにおける政治と宗教

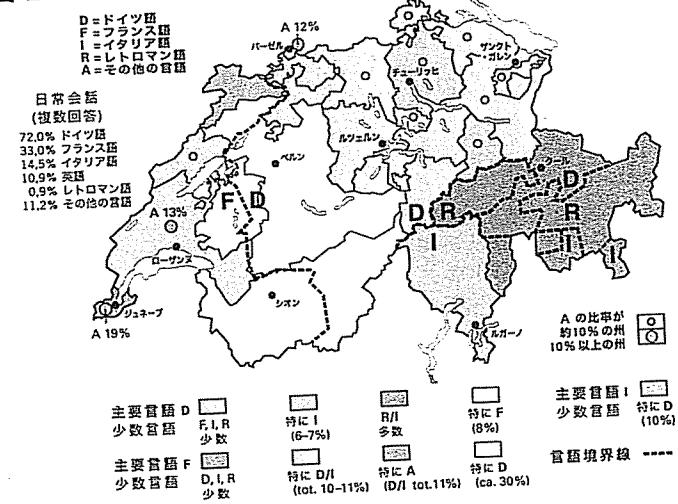
森田 安一

政治と宗教研究会より

れぞれ憲法を持っているということは、宗教と政治の関係もそれぞれ独自にその憲法のなかで規定しています。したがって、「イスにおける政治と宗教」というテーマは簡単に語れないということをまずご理解いただきたいと思います。

地図1は現在の宗教分布図を示していますが、カントンごとに宗派勢力はさまざまだということがお分かりいただけると思います。地図2は言語分布ですが、イスの場合は四つの国語がありますので、ご覧の通り言語も地域によってばらばらです。

地図2 言語



## スイス住民の母国語別比率

年	ドイツ語	フランス語	イタリア語	レトロマン語	その他の言語
1950	72,1%	20,3%	5,9%	1,0%	0,7%
1970	64,9%	18,1%	11,9%	0,8%	4,3%
1980	65,0%	18,4%	9,8%	0,8%	6,0%
1990	63,6%	19,2%	7,6%	0,6%	8,9%
2000	63,7%	20,4%	6,5%	0,5%	9,0%

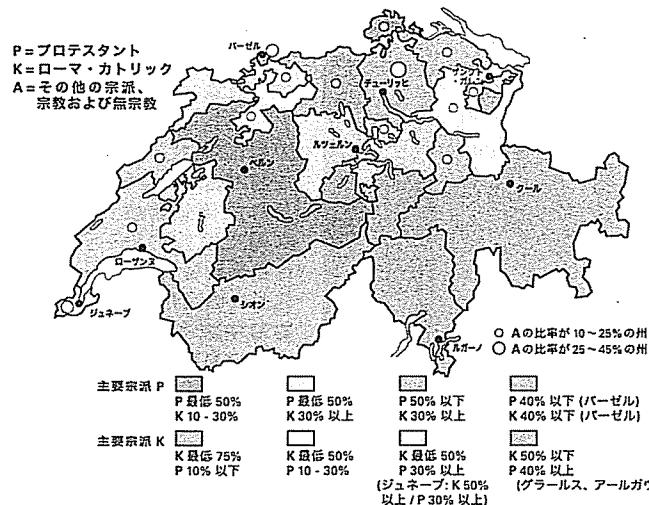
資料: 国勢調査 2000

スイスでは一八四八年に近代国家が生まれ、連邦憲法が制定されました。その後一八七四年に憲法の全面改正が行われました。全面改正と言つておりますが、一八四八年憲法とそう大きくは変わつてはおりません。つい最近二〇〇〇年になつて、憲法がまさに全面改正・施行されておりますが、それまでは百五十年間憲法は基本的に変わらずにきております。そこで、いわゆる旧憲法の方からお話ししたいと思います。

旧連邦憲法は一八四七年の分離同盟戦争の結果を受けて制定され、翌年に近代国家が誕生します。分離同盟戦争の原因の一端は、スイスの産業革命にあるといえます。スイスはヨーロッパ大陸のなかではフラン

### 一 連邦憲法における 宗教関連条項

地図1 宗派



## スイス住民の宗教宗派別比率

年	プロテスタント	ローマ・カトリック	古カトリック	ユダヤ教	イスラム教	その他の宗教無宗教
1970	47.8%	49.4%	0.3%	0.3%	0.3%	1.9%
1980	44.3%	47.6%	0.3%	0.3%	0.9%	6.6%
1990	40.0%	46.2%	0.2%	0.3%	2.2%	11.1%
2000	35.3%	41.8%	0.2%	0.2%	4.3%	18.2%

資料: 国勢調査 2000

二〇〇〇年までの言語比率しか示してありませんが、二〇〇〇年段階でドイツ語が一番多いことがわかります。今は他所の国からたくさん人が入ってきておりますので、他の言語の方がどんどん増加しており、もともとの国語の方が減つてしております。宗教の方も元来プロテスタントが強かつた国ですけれども、ここ四十年の間にプロテスタントがあつという間に四割を割つてしましました。ローマ・カトリックは減少しつつあるといえますが、最近は特にイスラム教信者が多数入つてきております。他の宗教が一八・二%ということでおこなり大きな変化がみられるという状況です。一応それを頭に入れていた上で、憲法上でどういうふうに宗教関連条項が書かれているかということをお話ししたいと思います。

ということは、イギリスに次いで早い時期にスイスでは産業革命が成功したことになります。ところが、現代ですら二十六の地域に分立して、二十六の憲法が存在する状況ですので、十九世紀初頭の近代国家誕生以前ではそれぞれの地域はほぼ完全独立といつていいほどの状態で、これらの地域間に幾重にも関税障壁が存在していました。そうすると産業革命に成功して、物が安く大量に生産されても、国内流通ですら幾重もの関税がかかりますので、当然製品の価格は高くなってしまいます。これを何とかしなくてはいけないとスイス産業革命の推進者側は考え、関税障壁のない新しい統一的な国家を作りたいという希望を当然持つてくるわけです。産業革命を推進した地域はチューリヒとかベルンといった都市地域のカントンでしたが、それがあたまたまプロテスタント地域とほぼ対応します。それに対して、中央スイス、というのはもともとスイスという国造りをはじめた地域ですけれども、そこは畜産・酪農が主要産業ですので、大変保守的で宗教的にもカトリックという状況で色分けができる 있습니다。

経済的対立と宗教的対立がほぼ完全に重なった状況が生まれていました。  
そういうなかで、一八四一年にアールガウというドイツと国境を接している地域で事件がおきます。これがまたやつかいな話ですが、アールガウはスイス内で若干特殊な地域でした。スイスは中世以来正式には盟約者団（國家）と称していますが、ドイツ語ではSchweizerische Eidgenossenschaftと言い、現代でもこの名称は連邦憲法上スイスの国名として使われています。外務省ではスイス連邦といつていますが、正式に訳しますと、スイス盟約者団国家ということになります。十六世紀の段階で、この盟約に正式メンバーとして参加している地域は十三あります。【注】中世ではこの地域をオルト（Ort=邦）と言い、十九世紀初めにカントンに名称が変わります】しかし、アールガウは正式メンバーではなく、ベルン、チューリヒ、ウーリといった正式メンバーに共同で支配されていた地域でした。歴史的にはこれらの地域を「共同支配地」と言います。「共同支配地」は宗教改革後には宗派併存の地域となりました。

ます（後述）。盟約者団の十三地域（邦）は宗教改革後カトリックとプロテスタントに分裂しましたので、「共同支配地」の宗教は宗派同権にしようということになりました。このアールガウの場合も、宗派同権地域になりましたが、実はカトリックが少数派だったのです。

十九世紀に話を戻しますと、一八四一年にアールガウで憲法改正をしようという話がおきました。カトリック側は少数派で不利ですから、当然カントンを二分割して宗派別に新しいカントンを二つたてようという主張をしました。歴史的にはアペンツェルという地域（オルト）に先例がありました。アペンツェルはスイスの東の部分ですが、十六世紀の末あたりで宗教対立が生じ、カントンが分裂してカトリック地域とプロテスタント地域というふうにそれぞれ自律するという歴史がありました。それと同じようにアールガウもしようと、少數派のカトリック側は要求を出しました。ところが、住民投票の結果、宗派同権を廃止する、議会の議員選出も単純比例でやろうという結論が出てしました。

当然カトリック側は黙つておりません。蜂起しますが、

簡単に鎮圧されて、蜂起の首謀者はカトリックの修道院だということで修道院の廃止が決定されました。カントンは完全主権を持つていますからカントン内で何をしても良いということになつたわけですが、そのことは『同盟規約』という当時の盟約者団を作つていた規約の第一条で定めています。

ところが同時に、第十二条では宗教改革以後の混乱を避ける意味で修道院は廃止しないということを取り決めておりましたので、大変矛盾した結論が出てきたのです。細かい話は省略しますが、妥協がここで成立します。つまり、女子修道院は存続を許すが、男子修道院は廃止という結論なのです。そういうことでアールガウの地域でいつたんことは収まります。

次に、ルツェルンというスイスの真ん中の地域で、一八四四年に別の宗教問題がおきます。ルツェルンが中等教育をイエズス会に全面的に委ねるということを決定したのです。ここはカトリック地域ですから当然

たイエズス会が子供の教育を担当することを許すわけにはいかないということになります。プロテスタン

ト・カントンから義勇軍がでるツエルンを攻撃する

というようなこともあり、結論的にはカトリック地域

のカントンとプロテスタン地域のカントンが分離し

て同盟しあうという状況がおき、分離同盟戦争という、

実際は内乱になりました。これは四七年の十一月に決

着をみて、四八年に新しく連邦憲法が作られます。四

八年革命がヨーロッパではその後おきるわけですが、

ある意味ではヨーロッパの四八年革命の先導灯の役割

をスイスは果たしているということがあります。

その結果旧連邦憲法が生まれたことはすでに述べま

したが、その第四十九条（以下、南山大学の小林さんの訳

を利用）では、「信仰および良心の自由」ということを

決めております。時間の関係で全部を解説しませんが、

以下の通りです。

① 信仰および良心の自由は、不可侵である。

② 何人も、宗教団体に入りし、宗教教育を受け、

もしくは、宗教上の行為を行うことを強制されるこ

とはなく、または、宗教的見解を理由としたいかなる種類の刑罰も科せられない。

③ 満十六歳までの子どもの宗教教育については、右原則に則つて親権または後見権能の所有者がこれを行ふ。

④ 市民権または政治的権利の行使は、教会的または宗教的性質を有するいかなる規則または条件によつても、これを制限してはならない。

⑤ 信仰上の見解は、市民の義務の履行を免除しない。

⑥ 何人も、自己の属していない宗教団体の固有の儀式を目的として特別に課せられる税を負担することはない。この原則に関するより詳細な規定は、連邦の法律制定に留保される。

第五項は現代的な話題にもなりますのでちょっと触れておきますと、信仰上の見解によつては、教育の義務、兵役の義務を拒絶できないということで、スイスの場合は良心的兵役拒否は犯罪ということになつておりました。新憲法ではちょっと緩められましたが、世

界のなかでも一番厳しいと思います。良心的兵役拒否を認めないということが長い間ずっとありました。要するに国民皆兵制の国ではこの点は重要なポイントなわけです。

第五十条には「宗教行為の自由とその限界、宗教団体」についての以下の規定があります。

① 宗教儀式上の行為を自由に行つことは、道徳および公の秩序の限界内でこれを保障する。

② 邦および連邦は、さまざまな宗教団体の構成員間の秩序および公的平和を維持することを目的としきる。

③ 宗教団体（Religionsgenossenschaft）の創立または分離をめぐって生じる公法上または私法上の異議については、訴願提起の方法で、権限を有する連邦官庁の決定にこれを委ねることができる。

④ スイスの領土において司教区を設立するには、連邦の許可を必要とする。

ちょっと補足しますと二項のところに「邦」と書いてありますが、これは小林さんの翻訳を使っておりますので「邦」と書いていますが、カントンのことです。宗教行為について細かい規定が憲法上に書いてあることがおわかりになると思います。特に四項が非常に重要な規定だと思いますが、カトリックが改めてイス領土内に司教区を設立するということはずつと認められておりません。分離同盟戦争以来の混乱を再び起さないためには、憲法上でこれを規定していました。

第五十一条には「イエズス会教団の禁止」ということとが高らかにうたわれております。これは、分離同盟戦争の背景を先ほど説明しましたように、イエズス会は悪の根源とみられておりましたので、憲法上で明確にこれを禁止する規定をしたわけです。「イエズス教団とその関連団体はスイスのいかなる地域においても受け入れることは許されない。彼らの構成員には教会と学校におけるいかなる活動も拒絶される」と。この規定は一九七三年になつて国民投票でやつと廃棄されま

す。ですからそれまでは、スイスにおいてはイエズス教団は全く許されないという状況がありました。

それから第五十二条には「修道院・教団の新規設立・復活の禁止」の条項があります。これもアールガウの争いの出発点がここにあったという認識がありますので、憲法上こういう規定を設けております。これも一九七三年五月二十日の国民投票でやっと廃棄されました。以上が一九九九年十一月三十一日まで有効であつた連邦憲法上の宗教関連の条項です。

それが、二〇〇〇年一月一日発効の現在の連邦憲法上ではどういうふうに変わつてあるかということを次にご紹介したいと思います。

第五十三条に「信仰・良心の自由」がうたわれております。前の憲法よりはかなり大まかになりました。旧連邦憲法では大変細かく規定しておりましたけれども、ここではおそらく普通の他の国々とそれほど変わらない規定ではないかと思います。次にもう一ヵ所、第二章の「権限」と称するところの第三節「教育、研究および文化」の第七十二条で「教会と国家」について以

下のような規定が見られます。

- ① 教会と国家の関係を規律することは、カントンの権限に属する。
- ② 連邦およびカントンは、異なる宗教共同体の構成員間の平和を維持するために、その権限内で、施策を講じることができる。
- ③ 司教区は連邦の許可によつてのみ設立を許される。

第一項がきわめてスイス的ですが、あとでカントン憲法のところで若干詳しく述べます。第三項は旧憲法に引き続きの規定で、この問題の根深さを示しています。二〇〇〇年になつてもカトリックの司教区をスイスの領土内に認めるのは連邦の許可が必要であるということをうたつてゐるわけですが、さすがにこの条項はその後変更がおきて、二〇〇一年六月十日の国民投票で廃止されました。ですから、現在ではこの条項はありません。有権者の六四・二%がこの廃止に賛成したということです。全カントンも賛成しましたが、スイスの国民投票というのは二重構造をとつております。

のすべてのスイス人は、平等の政治的権利および義務を有する」となりました。現在は聖職にある人も被選挙権を認められたということで、新しい憲法では大部分はカントンの権限であると明確にうたつてありますので、連邦憲法だけではスイスの政治と宗教は語れないとすることになります。個別のカントンの憲法を見ないといけないとということになりますが、すでに見ましたようにカントンは二十六もありますので、それを全部紹介するわけにはとてもいきません。代表例を二、三紹介します。

## 二 カントン憲法における宗教関連規定

もう一つ変化したところは、旧憲法第七十五条「投票権を有する世俗身分のスイス市民はすべて、国民議

会議員の被選挙権を有する」という点ですが、要するに聖職者は国民議会議員の被選挙権が旧憲法ではなかったのです。それが新憲法では、第一百三十六条政治的権利のなかで次のように変わりました。「満十八歳以上

くそのままだと」といふことです。

その第六章「教育制度と教会制度」の第六十四条一項には「信仰・礼拝の自由は連邦法に従つて保障されている」とあります。ついで二項が非常に理解しにくいかと思われますが、「福音・改革派の領邦教会（Landeskirche）とその教会ゲマインデ（フランス教会ゲマインデを含む）、ローマ・カトリック団体とその教会ゲマインデ、ならびにキリストカトリックの教会ゲマインデ・チューリヒは国家的（staatlich）に承認された公法上の人格である」とあります。福音・改革派はかつてまさに国教（Landeskirche）であったわけですが、その後の変化で、カトリックとキリストカトリックが公法上の人格を認められることになりました。カトリック教会の承認は非常に遅く、一九六三年の七月の憲法改正でこの項目が入りました。ですからそれ以前はチューリヒではカトリック教会も公法上は認められていました。その理由は、一八六〇年ではカントン・チューリヒにおけるカトリックの人口はわずか4%でした。そういうことでカトリックを認める必要がなかつたのです。

牧師数が四十三、神学的にはベルン大学の神学部で教えております。そして一九〇九年以降、アメリカやカナダにも少しずつこの宗派が存在するようになりました。そういう宗派がカントン・チューリヒの憲法上、公法上の人格として認められているわけです。

次に第六十四条四項では牧師の選出規定があります。「國家（カントン・チューリヒ）により承認された教会ゲマインデの牧師は投票権者によって選出され、六年ごとに信任投票に付される。選挙手続きは法律制定について定められる」と。要するに、牧師は信者の選挙によるということです。

同じく五項には「公法上認められない宗教団体（Gemeinschaften）には私法の諸規定が適用される」とあります。これが現在カントン・チューリヒで有効である憲法の内容ですが、今チューリヒでは憲法改正の動きが起きておりまして、ほぼ新しい憲法ができあがっています。二〇〇五年の二月二十七日に住民投票にかけられて憲法の改正がおそらく行われることになつております。結果がどうなるか楽しみにしているのです

たのでしょうけれども、一九六〇年になると、人口の三二%をカトリックが占めることになりました。そこで、カトリックも認めるべきだという運動が起き、最終的には六三年にカトリックは認められました。その過程で、教会法上の女性参政権が一九六〇年にチューリヒでは認められます。スイスの場合、連邦レベルの女性参政権は一九七一年という大変遅い時期まで認められておりませんでしょ、カントン・レベルのチューリヒにおける女性参政権が一九七〇年ですので、教会法上の参政権は比較的早く認められたという」とがこれでお分かりいただけるかと思います。

先ほどのキリストカトリックといふあまりなじみのない宗派ですが、Christkatholiken、以前はAltkatholiken（古カトリック）と名乗っていた宗派です。一八七〇年の第一回ヴァティカン公会議の決定（教皇無誤説）に反対してカトリックから分離した一派が、キリストカトリックという宗派を作っております。現在は、これも九つのカントンで公法上認知されておりまして、一九七八年で信者の数は二万一千人、ゲマインデ数が二十九、

が、その新しい憲法の第十章で、教会とその他の宗教団体という項目で教会関係のことが規定されています【注 その後住民投票によって新憲法は承認されています】。訳が難しいので意図的にドイツ語を入れておりますが、それぞれ「団体」といつてもいろいろな言い回しがあります。第十章の「宗教団体」はドイツ語ではReligionsgemeinschaftとなりておられます。第一百三十条で「教会団体」としたのはKörperschaftとなりております。

第一百三十条 教会団体（Kirchliche Körperschaften）は以下の通りである。

① カントンは以下 a、b、cを公法上の独立団体として承認する。

a 福音・改革派領邦教会（Landeskirche）とその教会ゲマインデ  
b ローマ・カトリック団体（Körperschaft）とその教会ゲマインデ  
c キリストカトリック教会ゲマインデ

② 福音・改革派領邦教会（Landeskirche）、ローマ・カ

トリック団体 (Körperschaft)、キリストカトリック教会ゲマインデはカントン法の枠内で自律しており、会が投票権と選挙権を付するものである。

a 法治国的・民主的原則に則り自己の諸案件に対する投票権と選挙権を布告において定める。その布告は義務的レーファレンダムに付するものである。

b 教会ゲマインデの新建設、結合、解体に関する権限を定める。

c 教会団体の組織原則

d 法律は以下のことを定める。

a 牧師の選挙と牧師の任期に関する権限と手続き

b 税徴収の権能

c 国家の給付

d 牧師の選挙と牧師の任期に関する権限と手続き

e 税徴収の一部は用途外に委ねられる」とは想定されうる。

⑤ カントンは教会団体 (Körperschaft) の指揮監督権を持つ。

一項は現行憲法と変わりません。福音改革派領邦教会は Landeskirche、國の宗教だとし、それに対してロー

マ・カトリックの方は団体、Körperschaft による言葉を從来通り使つております。一項以下かなり細かい規定が見られますが、第百三十二条が現代に即応した形の新しい条項になつております。

#### 第百三十二条 (その他の宗教団体 [Gemeinschaften])

① その他の宗教団体のうち、イスラム教団 (Cultusgemeinde) とユダヤ自由教会 (Gemeinde) はカントンによって認められる。

② それらの宗教団体は法治国的・民主的原則に則り会員の寄与を規定する。

③ 法律は諸宗教団体の法制上の自治を守りながら、a 認可の実施、b 指揮監督を規制する。

イスラム教団 (Cultusgemeinde) ハタヤ教 (Gemeinde) がその他の宗教団体 (Gemeinschaften) としてカントンによって認められるところはかなり画期的だと考えられます。ただ、ドイツ語表記が少しづつ違う意味は残念ながら私には分かりません。

#### ベルンの規定

ベルンもやはり Landeskirche (領邦教会制) が扱われていますが、チューリヒとは言葉の使い方が違うように見えます。第八章の試訳をお読みください。憲法規定とは思えないような細かい規定が次々と書かれています。

#### 第八章一節 領邦教会

##### 第一百二十二条 (全般的規定)

① 福音改革派教会、ローマ・カトリック教会、およびキリストカトリック教会は、カントンによって認められた領邦教会 (Landeskirche) である。

(Körperschaft) である。

第一百二十三条 (自治、提案権)

① 領邦教会はカントン法の枠内で内部の諸問題を自立して解決する。

② 領邦教会は会員独自の、並びに教会ゲマインデの諸問題への会員の参与権を定める。

③ 領邦教会は自らに關わるカントンおよびカント

ン間の諸要件における予備協議権と提案権を持つ。

##### 第一百二十三条 (組織、財政)

① 領邦教会は民主的な原則によつて自らの役所を設ける。

② 領邦教会は教会ゲマインデに分けられる。

③ 領邦教会は教会ゲマインデの分担金と法律に記載されるカントンの給付によつて消費を賄う。

##### 第一百二十四条 (所属)

① 領邦教会への所属は教会の規則に従う。

② 退会は書面による表明によつていつでも可能である。

##### 第一百二十五条 (教会ゲマインデ)

① 当該の領邦教会のメンバーは居住地域でそれぞれの教会ゲマインデに所属する。

② 教会ゲマインデは自分の聖職者を選出する。

③ 教会ゲマインデは教会税を徴収する権限を持つ。

第八章二節 イスラム教ゲマインデとその他の宗教団体

##### 第一百二十六条

- ① イスラム教ゲマインデは公法上認められている。法律がその効力を取り決める。
- ② その他の宗教団体は公法上認められ得る。法律がその前提、手続き、効力を取り決める。

チューリヒと同じ改革派のカントンであつたベルンではありますが、教会制度では違ひが見られます。Landeskirche の概念が違うし、イスラム教ゲマインデは公法上認められており、明確に同じイスイスのなかでもチューリヒとベルンではイスラム教に対する扱いが違うところが分かると思います。

ですから、この時点ではかなりベルンの方がある意味では進んでいるのだと思いますが、チューリヒの新憲法にあるユダヤ教が触れられていない点が目につくかと思います。

#### フリブール

ここはカトリック・カントンです。フリブール大学ではカトリックの神学が教えられております。ここは

独仏言語境界線がちょうどフリブールの町の真ん中を走っており、したがつて言語的にはフランス語とドイツ語が話されて、当然両語を公用語として決めております。ここではドイツ語の憲法を利用して話を進めます。

第九章に、教会と宗教団体 (Kirchen und Religionsgemeinschaften) の規定があり、以下のように記載されています。

#### 第一百四十条 (原則)

- ① 国家 (Staat) とゲマインデは教会と宗教共同体の社会的意義を認める。
- ② 教会と宗教共同体は法秩序の限界内で自由に組織される。

#### 第一百四十一条 (認知されている教会)

- ① ローマ・カトリック教会と福音・改革派教会は公法上認知されている。
- ② 認知されている教会は自律している。その規約は国家の認可を受ける。

#### 第一百四十二条 (その他の教会と宗教共同体)

① その他の教会と宗教共同体は私法の管轄下にある。

② それらは社会的意義を認められ、基本法を尊重するならば、公法上の権能を獲得し、あるいは公法上認知される。

#### 第一百四十三条 (税)

教会税の徴収は法律によつて取り決められる。

ルツェルン  
ルツェルンもカトリック圏ですが、項目だけ指摘します。

ルツェルン憲法の第五章では Die Gemeinden となるタイトルのもとで、以下のようなあらゆるゲマインデがまとめられていて、ちょっと面白いかと思つて、各箇条のタイトルだけでも紹介します。

#### 第八十七条 ゲマインデの自治と監督

(Gemeindeautonomie und Gemeindeaufsicht)

第八十八条 居住者ゲマインデ、概念、投票権者 (Einwohnergemeinden: Begriff, Stimmberechtigte)

第八十九条 居住者ゲマインデ、ゲマインデ議会 (Einwohnergemeinden: Gemeinderat)

第九十条 市民ゲマインデ (Bürgergemeinden)

第九十一条 教会ゲマインデ (Kirchgemeinden)

第八十七条では、すべてのゲマインデは法の定める範囲で自治があり、カントン政府 (Regierungsrat) の上級監督を受けるとありますが、以下二種類のゲマインデが出てきます。

第八十八条と第八十九条の Einwohnergemeinden などもお分かりいただけるだらうと思ふます。

第八十八条と第八十九条の Einwohnergemeinden など

わゆる地方自治体になるのでしょうが、日本流にいえば市町村団体で、政治的あるいは行政的ゲマインデです。第九十条のBürgergemeindenはスイスの特色あるゲマインデで、中世以降存続するものです。要するに、村落の共有地などの利用に関わる権利を持つ団体をBürgergemeindenと言つていたと考えて良いと思います

が、それが現在も存続しているわけです。このBürgergemeindenは中世の名残ですから、ある既得権を持つた人たちの共同体ということになり、仲間のなかで歳をとつて生活に困った人を助けるような福祉的な団体ともいえます。このBürgergemeindenに属するメンバーは必ずしもルツェルンに居住しているとは限りませんで、ルツェルンの外に出ていてもこのゲマインデの一員であり、その利益の享受ができることになつています。第九十一条ではKirchgemeinden（教会ゲマインデ）の説明があります。「教会ゲマインデは国家（カントン）によつて承認された、ある宗派に所属するもののうちの団体（Körperschaft）である」と規定しています。ゲマインデという概念のもとで、政治的・行政的団体、

中世以来の特権的団体、教会団体も同じように全部含め、そこには自治があるとうたつていて面白いと思ひ、中身は紹介できませんがタイトルだけを紹介しました。

### 三 スイスにおける宗教戦争

宗教戦争は十六世紀の宗教改革後に当然生じてくる話であります。スイスの場合はウルリヒ・ツヴァイングリが宗教改革を始めました。スイスといえばカルヴァンを思いおこすでしょうが、カルヴァンは正確にはスイス人ではありません。よそ者なので、スイス人の側からいうともっぱらツヴァイングリの話になります。彼はチューリヒで宗教改革に成功したあと、その勢力を拡大するためにならゆる手段を講じます。政治的な判断をかなり入れ込んで、自分の新しい考え方をひろげようとした。ですから『戦略論』などという論文も書きましたし、具体的にどうやつて改革派の教えをひろげようかというようなことを書いた本も残しております。西南ドイツの諸都市と手を組んでとか、ティ

きませんでした。

その後一五二八年にベルンが宗教改革を導入しました。ベルンというところは支配面積的には非常に広く、軍事力も強かつたので、ベルンが改革派に参加したところです。スイスのプロテスタントはかなりしつかりした基础ができました。そこで改革派はキリスト教都市同盟というものを作りまして福音をひろげようとします。当然それに対してカトリック側は、抵抗するためのキリスト教連合というものを結成します。背後には旧教の立場に立つハプスブルク家が応援をするという形で宗教戦争になります。

スイスの宗教改革の焦点は、「共同支配地」の宗教をどうするかでした。「共同支配地」は、盟約者団の十三の正式メンバーが順番に代官を出して支配をするわけですが、重要な共同支配に関わる決定は正式メンバーの多数決で中世以来やつております。中世においても多數決原理を貫徹していたことは、政治的には注目すべきことですが、それを宗教的に採用すると、一五二九年段階では十三邦（オルト）のうち、カトリック七票、

だんと広がつていきます。

一五二七年にまずザンクト・ガレンが宗教改革を導入します。しかし、ザンクト・ガレンはスイス盟約者団を構成する正式のメンバーではありませんでした。準メンバーとしてスイスに加わっている地域で、いわば不平等条約でスイスに参加していく、従属邦と呼ばれていました。たとえば、戦争などをして領土を獲得し、そこを「共同支配地」としてもこの支配に参加で

改革派四票、中立派二票ということでしたから、多数決原理に基づけば常に宗教的にはカトリック側が勝つわけです。そういうこともあつて、ツヴィングリは政治的にいろいろな動きをするわけです。そのための解決策としてツヴィングリが主張したことは、「共同体原理」でした。この原理はそもそもツヴィングリの宗教改革の改革理念に基づくもので、宗教の事柄は自分たちの共同体内で独自に決められるという主張です。これを「共同支配地」の中で実践すれば、多数決原理よりは改革派の宗教が広がる可能性はあるですから、これはカトリック側が認めません。結局は武力でカトリック側を排除しようとすることになってしまいます。

一五二九年と一五三一年に二次にわたってカペル戦争が勃発します。その結果、一五三一年に「カペル和平」が結ばれ、それによってほぼ宗教改革後の体制が定まるのです。戦争の結果はツヴィングリが戦死し、プロテスタント側が完全に敗北するのですが、そこで結ばれた和平のひとつ重要な取り決めが、現状で凍結し、改革派・カトリック双方を容認するということ

でした。これは非常に重要な点だと思います。ドイツでは一五五五年のアウクスブルクの宗教会議で、ルタ一派を認めるということで決着をみますけれども、イスでは一五三一年にすでに改革派を容認するということをやっているわけです。

ただし「共同支配地」に関しては、次のように決まりました。その段階すでに改革派となっていたところは、そのまま留まることができるし、カトリックに復帰することも許される。しかし、その逆、つまりカトリック地域は改革派になることは認められませんでした。戦争によつて敗北した方はプロテスタント・改革派ですからやむをえない条件だつたのでしょうが、注目すべきことは両宗派を認めたということにあります。全体的にみれば、その後スイスの中で改革派の立場は非常に不利な立場で推移します。したがつて、チヤンスがあれば改革派は何とか巻き返しをしようとして、その後も宗教戦争が繰り返し起きざるをえませんでした。

一六五五年に第一次フィルメルゲン戦争がおきます。

戻つて一八四七年の分離同盟戦争ということになるわけです。実際は産業革命以降の経済的な問題も含めて対立が生じるわけですが、歴史的流れを見れば、事实上宗教戦争として分離同盟戦争はあつたといえるでしょう。この戦争の結果、すでに見てきたように、一八四八年憲法が制定されて現代のスイスへつながるというアウトライൻです。

(もりた やすかず／日本女子大学教授)

これも細かい点は省略しますが、ドイツでは一六四八年に三十年戦争が終結しておりますが、その余波がいろいろスイスにも及ぶわけですが、その中で宗教的な不満が爆発します。ベルンとチューリヒは支配する領域面積も広く、軍事的・経済的な力も他地域（オルト）に比べて十七世紀には圧倒的に強くなります。ところが、十三の同盟関係の中では、特に宗教的には不利な立場におかれ続けていました。その不満はずつと燻っていましたが、それが戦争をひき起こしました。第一次フィルメルゲン戦争は改革派の敗北で終わりますので、一五三一年のカペル協定がそのまま残ります。もう一度チャンスが来たとすることで、第二次フィルメルゲン戦争が一七一二年におきます。ここでやつと、改革派、プロテスタント側が戦争に勝ちます。勝つことになりました。そうなるとベルン、チューリヒの影響力が強く出て、プロテスタント側に今度は有利になります。そして、話が最初に